

## 1 計画改定の趣旨

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることが明示され、平成16年の法改正により、都道府県による基本計画策定の義務付けなど取組の拡充が図られました。その後、平成19年の法改正では、保護命令の拡充のほか、都道府県のみならず義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が強化されました。

春日井市においては、平成20年3月に「かすがい男女共同参画プラン」の改定を行い、重点プロジェクトの1つに「女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化」を掲げ、取組の強化を図りました。平成21年3月には、基本計画の策定が市町村の努力義務となったことから、県下では名古屋市に次いで「DV対策基本計画」を策定し、DV防止の広報・啓発、被害者の相談・支援に積極的に取り組んできました。また、平成24年3月には「新かすがい男女共同参画プラン」を策定し、「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」を目標に、男女間における暴力の根絶やDVのある家庭に育つ子どもへの支援などの課題解決に努めています。

この度、基本計画の計画期間（平成21年度から平成25年度）が終了するにあたり、これまでの取組状況を踏まえ課題を整理し、被害者支援への取組をさらに強化し、DV対策を計画的、継続的に進めるため、計画を改定します。

## 2 基本的考え方

### (1) 計画の位置付け

- ア DV防止法第2条の3第1項に基づく基本計画です。
- イ 基本計画では、DV対策の取組の方向を示します。
- ウ 国の基本方針や愛知県の3次計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。
- エ 新かすがい男女共同参画プランとの整合を図ります。

### (2) 計画の考え方

- ア 基本理念 DVのない社会の実現
- イ 基本目標
  - (ア) DV防止のための啓発・教育の推進

- a 若年層への教育・啓発の充実
- (イ) 相談体制の充実
  - a 安心して相談できる体制づくり
  - b 相談者の安全確保と保護体制の充実
    - (a) 緊急時の安全確保の充実
    - (b) 情報管理の徹底
    - (c) 男性相談の構築
    - (d) 相談員の資質向上
- (ウ) 被害者の自立支援の充実
  - a 生活再建への支援
    - (a) 就労に向けた支援
  - b 精神的な支援
    - (a) 被害者へのカウンセリング等の実施
  - c 子どもへの支援
    - (a) 児童相談所との連携
- (エ) 推進体制の充実
  - a 庁内の連携体制の強化

### (3) 計画の見直し

計画の期間中に法律及び基本方針が見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民ニーズの変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3 改定のスケジュール

別紙（案）のとおり

#### 4 これまでの経緯

平成 13 年 4 月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」成立（4 月公布、10 月一部施行、平成 14 年 4 月全面施行）
平成 14 年 3 月	「かすがい男女共同参画プラン」策定 ・DV対策を課題に位置付け
平成 15 年 4 月	「春日井市男女共同参画推進条例」施行 ・DV禁止を定める
平成 16 年 6 月	DV防止法改正（6 月公布、12 月施行）
平成 16 年 12 月	国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成 17 年 12 月	愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 19 年 4 月	市民活動推進課男女共同参画室にDV相談員配置「DV相談」開設
平成 19 年 7 月	DV防止法改正（7 月公布、平成 20 年 1 月施行）
平成 20 年 1 月	国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成 20 年 2 月	「春日井市DV対策連絡会議」設置
平成 20 年 3 月	「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定
平成 20 年 3 月	愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2 次）」策定
平成 20 年 8 月	「オンラインDVほっと相談」開設
平成 21 年 3 月	「春日井市DV対策基本計画」策定
平成 22 年 2 月	「春日井市DV対策関係機関連絡会議」設置
平成 24 年 3 月	「新かすがい男女共同参画プラン」策定
平成 25 年 3 月	愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」策定
平成 26 年 3 月	「春日井市DV対策基本計画（第 2 次）」策定予定

◇DV対策基本計画の改定スケジュール(案)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本的事項の検討、整理	→											
関係各課との調整			→									
改定中間案検討、策定				→								
市民意見募集（パブリックコメント）								→				
改定最終案検討、策定									→			
計画策定												●
<b>男女共同参画審議会の開催</b>				●			●			●		●
DV対策関係機関連絡会議の開催						●				●		
DV対策連絡会議の開催	●			●		●				●		

春日井市DV対策関係機関連絡会議(5機関)…名古屋法務局春日井支局、愛知県春日井警察署、愛知県春日井保健所、愛知県尾張福祉相談センター、愛知県春日井児童センター

春日井市DV対策連絡会議(11課)…市民活動推進課、男女共同参画課、市民課、健康増進課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課、保険医療年金課、子ども政策課、住宅施設課、学校教育課